

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次に掲げるもののうち、電波法に規定する「無線局」の定義として正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許人及び無線設備の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 免許人、無線設備及び無線設備の操作又はその監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A - 2 次の事例のうち、免許人がその無線局について変更検査を受けなければならないのはどれか、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は変更の工事を行ったとき。
- 2 通信の相手方又は通信事項の変更の許可を受けたとき。
- 3 識別信号（呼出符号、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号をいう。）電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請し、その指定が変更されたとき。
- 4 航空機若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を運行する者に変更があったとき。

A - 3 次に掲げるもののうち、航空局及び航空機局の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）でA3Eの電波の型式を使用するものの占有周波数帯幅の許容値として正しいものはどれか、無線設備規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 1kHz                      2 3kHz                      3 6kHz                      4 8kHz                      5 15kHz

A - 4 次に掲げる無線設備（アマチュア無線局のものを除く。）の操作のうち、航空無線通信士の資格を有する者が行うことができないものはどれか、電波法施行令の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 航空機に施設する無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- 2 航空機に施設する無線設備の外部の調整部分の技術操作
- 3 航空局の無線設備の国際通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- 4 航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力250ワットのもの外部の調整部分の技術操作
- 5 航空局の無線設備（レーダーを除く。）で空中線電力500ワットのもの外部の調整部分の技術操作

A - 5 次の無線局の運用に関する記述のうち誤っているものはどれか、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A - 6 次の記述は、航空局等の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために□A□ことができる。

航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は□B□について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

航空局又は航空機局は、他の航空機局から□C□を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。

- | A                | B            | C                |
|------------------|--------------|------------------|
| 1 必要な措置をとることを求める | 通信方法         | 発射電波の周波数の偏差の測定   |
| 2 必要な措置をとることを求める | 使用電波の型式及び周波数 | 無線設備の機器の調整のための通信 |
| 3 通信の中止を命ずる      | 通信方法         | 無線設備の機器の調整のための通信 |
| 4 通信の中止を命ずる      | 使用電波の型式及び周波数 | 発射電波の周波数の偏差の測定   |

A - 7 次の記述は、業務用語について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線電話による通信（以下「無線電話通信」という。）の業務用語には、別表第4号（無線電話通信の略語）に定める略語を使用するものとする。

海上移動業務又は航空移動業務の無線電話通信において固有の名称、略符号、数字、つづりの複雑な語辞等を□A□する場合及び航空移動業務の航空交通管制に関する無線電話通信において□B□を送信する場合は、別表第5号（通話表）に定める通話表を使用しなければならない。

航空移動業務及び航空移動衛星業務の無線電話による国際通信においては、なるべく□C□が定める□D□を使用するものとする。

- | A            | B       | C        | D        |
|--------------|---------|----------|----------|
| 1 1字ずつ区切って送信 | 数字      | 国際民間航空機関 | 略語及び符号   |
| 2 1字ずつ区切って送信 | アルファベット | 国際電気通信連合 | 標準航空通信用語 |
| 3 簡潔に送信      | 数字      | 国際電気通信連合 | 略語及び符号   |
| 4 簡潔に送信      | アルファベット | 国際民間航空機関 | 標準航空通信用語 |

A - 8 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務航空機局においては、□A□その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

義務航空機局においては、□B□使用するたびごとに1回以上、その送信装置の□C□並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

- | A            | B       | C       |
|--------------|---------|---------|
| 1 その航空機の飛行前に | 2,000時間 | 有効通達距離  |
| 2 その航空機の飛行前に | 1,000時間 | 出力及び変調度 |
| 3 毎日1回以上、    | 2,000時間 | 出力及び変調度 |
| 4 毎日1回以上、    | 1,000時間 | 有効通達距離  |

A - 9 次の記述は、航空局の閉局の通知等について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空局は、閉局しようとするときは、□A□に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、次の開局予定時刻が定時以外であるときは、その予定時刻をあわせて通知しなければならない。

の航空局は、の通知の結果、運用時間の延長について□B□を受けたときは、その□C□運用しなければならない。

- | A                     | B         | C      |
|-----------------------|-----------|--------|
| 1 隣接する責任航空局           | 責任航空局から指示 | 指示する時間 |
| 2 隣接する責任航空局           | 航空機局から要求  | 要求する時間 |
| 3 通信可能の範囲内にあるすべての航空機局 | 責任航空局から指示 | 指示する時間 |
| 4 通信可能の範囲内にあるすべての航空機局 | 航空機局から要求  | 要求する時間 |

A - 10 次のアからキまでの通信は、航空移動業務及び航空移動衛星業務において取り扱う通信（ノータムに関する通信を除く。）を示したものである。これらの通信の優先順位が高いものから順に正しく配列されているものを無線局運用規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- ア 航空機の安全運航に関する通信
- イ 気象通報に関する通信（航空機の安全運航に関する通信を除く。）
- ウ 遭難通信
- エ 無線方向探知に関する通信
- オ 緊急通信
- カ 航空機の正常運航に関する通信
- キ その他の通信

- 1 ウ - オ - エ - ア - イ - カ - キ
- 2 ウ - オ - ア - カ - イ - エ - キ
- 3 ウ - ア - オ - エ - カ - イ - キ
- 4 ウ - ア - オ - イ - エ - カ - キ

A - 11 次の遭難通信に関する記述のうち、電波法の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を行う場合においては、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 無線局は、遭難信号又は第52条第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

A - 12 次の記述は、遭難通報のあて先について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、□A□、責任航空局その他  
相当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、□B□ことができる。

- | A                      | B                      |
|------------------------|------------------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あらかじめ責任航空局が指定したところにあてる |
| 2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない              |
| 3 最も近くにある航空局           | あらかじめ責任航空局が指定したところにあてる |
| 4 最も近くにある航空局           | あて先を特定しない              |

A - 13 次の無線業務日誌に関する記述のうち、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、次の電波法第73条第1項本文の検査（定期検査のことをいう。）の日まで保存しなければならない。
- 2 航空機局においては、その航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 国際通信を行う航空局及び国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌の記載に関して使用する時刻は、協定世界時とする。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 5 航空局又は航空機局の免許人は、無線業務日誌によって、毎年1月から12月までの期間中における無線局の運用の状況を簡明に記載した抄録を、速やかに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

A - 14 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、□Aの提示を要求することができる。局の通信士又は責任者は、この検査を容易に行うことができるようにする。□Aは、要求がある場合には提示することができるように保管する。

検査職員は、権限のある当局が交付した証票又は記章を所持しなければならず、航空機の責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

□Aが提示されないとき又は□Bが認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課せられる条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。

検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の知識の証明を要求することはできない。

A	B
1 許可書	明白な違反
2 許可書	無線周波数の監理上必要性
3 無線業務日誌	明白な違反
4 無線業務日誌	無線周波数の監理上必要性

B - 1 次の呼出し及び応答に関する記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 無線電話通信においては、航空局は、航空機局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも30秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

イ 航空移動業務における呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下、(2) 自局の呼出名称 3回以下」、応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回、(2) 自局の呼出名称 1回」をそれぞれ順次送信して行うものとする。

ウ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

エ 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確かであるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して直ちに応答しなければならない。

オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

B - 2 次の航空機の遭難に係る遭難通報に回答した航空局又は航空機局のとるべき措置に関する記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる海岸局に対し、当該遭難通報の送信を要求しなければならない。

イ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。

ウ 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報又はあて先を特定しない遭難通報を受信し、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。

エ 遭難通報を受信し、これに回答した航空局又は航空機局は、当該遭難通信の宰領を行い、又は適当と認められる他の航空局に当該遭難通信の宰領を依頼しなければならない。

オ 航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に対し、無線局運用規則第59条（各局あて同報）に定める方法により通報しなければならない。

B - 3 次の記述は、遭難航空機局が遭難通信に使用する電波等について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、□アから指示されている電波がある場合にあっては当該電波、その他の場合にあっては□イに使用するためにあらかじめ定められている電波とする。ただし、当該電波によることができないか又は不適当であるときは、この限りでない。

の電波は、遭難通信の開始後において、□ウ必要と認められる場合に限り、変更することができる。この場合においては、できる限り、当該電波の変更についての送信を行わなければならない。

遭難航空機局は、の電波を使用して遭難通信を行うほかJ 3 E電波□エ又はF 3 E電波□オを使用して遭難通信を行うことができる。

- |                  |              |                  |
|------------------|--------------|------------------|
| 1 航空機の安全運航に関する通信 | 2 2, 182 kHz | 3 責任航空局          |
| 4 123.1 MHz      | 5 救助を受けるため   | 6 航空機局と航空局との間の通信 |
| 7 156.8 MHz      | 8 運航管理者      | 9 3, 023 kHz     |
| 10 混信を避けるため      |              |                  |

B - 4 次に掲げる書類のうち、電波法及び電波法施行規則の規定により国際通信を行う航空機局及び航空機地球局に備付けを要するものを1、要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- イ 電波法及び電波法に基づく命令の集録
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続
- オ 航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線測位局及び特別業務の局の局名録

B - 5 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定によりその無線局について総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の再免許の拒否
- イ 期間を定めた電波の型式の制限
- ウ 3箇月以内の期間を定めた無線局の運用の停止
- エ 期間を定めた通信の相手方又は通信事項の制限
- オ 期間を定めた運用許容時間、周波数又は空中線電力の制限

B - 6 次の記述は、一般的な通信手続について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空局との通信連絡は、通則として、航空機局から行う。このため、航空機局は、航空局の指定運用区域内に入った場合に限り、その航空局を呼び出すことができる。

指定運用区域とは、個々の業務を提供するために運用上必要とされる空間であり、その設備について周波数保護が与えられるものをいう。

航空機局にあてる通信を有する航空局は、その航空機局が聴守中であり、かつ、□アにあると認められるときは、その航空機局を呼び出すことができる。

航空局は、複数の航空機局から非常に近接した呼出しを受けたときは、それらの航空機局が通信を伝送することができる□イを決定する。この決定は、第544条（通信の優先順位の規定をいう。）の優先順位に基づいて行う。

航空局が、□ウに介入することを必要と認めるときは、航空機局は航空局の指示に従う。

局は、伝送する前に、その伝送が、現に行われている通信に混信を与えないこと及び被呼出局が他局と通信していないことを確保するよう注意する。

航空局に対して無線電話呼出しを行ったが、応答を受信しない場合には、その後、その局に対する呼出しを行う前には少なくとも□エの間隔を置くものとする。

航空機局は、呼出しと呼出しの間に□オしてはならない。

- |           |                  |        |                 |
|-----------|------------------|--------|-----------------|
| 1 順序      | 2 航空機局相互間の通信     | 3 30秒間 | 4 その航空局の指定運用区域内 |
| 5 搬送波を輻射  | 6 航空機の安全運航に関する通信 | 7 時刻   | 8 10秒間          |
| 9 応答可能な状態 | 10 試験電波を発射       |        |                 |